

# 注記

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法  
昭和59年度以前取得分は、再調達原価により計上しています。ただし、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額1円としています。  
昭和60年度以降取得分については、原則として取得原価により計上しています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。  
物品は取得価額が50万円以上の場合に計上しています。
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法  
有価証券については、取得原価により計上し、出資金については、出資金額により計上しています。ただし、実質価額が低下した場合には、相当の減額を行った後の価額で計上しています。
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法  
「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
  - ・徴収不能引当金  
長期延滞債権及び未収金の徴収不能に備えるため、過去5か年度の不納欠損実積率により徴収不能見込額を計上しています。
  - ・退職手当引当金  
職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。
  - ・損失補償等引当金  
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」に基づく損失補償債務等に係る一般会計負担見込額を計上しています。
  - ・賞与等引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、当会計年度末において発生していると認められる金額を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法  
所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲  
地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
  - ・消費税及び地方消費税の会計処理  
税込方式によっています。

## 2. 追加情報

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）  
一般会計、土地取得特別会計
- (2) 出納整理期間  
地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和7年4月1日～令和7年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 繰越事業に係る将来の支出予定額  
繰越明許費： 1, 269, 533, 104円  
継続費： 1, 328, 126, 000円  
事故繰越： 13, 231, 900円
- (4) 一時借入金の状況  
一時借入金の借り入れはありません。  
ただし、基金繰替運用の最高額は、2, 550, 000, 000円となっています。
- (5) 過年度修正等に関する事項  
過年度の未収金・長期延滞債権の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、未収金が169, 710円増加し、長期延滞債権が183, 840円減少しています。